

2014年6月27日

金融庁長官 畑中龍太郎 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

『金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）』等  
（商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係）」に対する意見書

1 意見の趣旨

当団体は、商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約締結の勧誘について、勧誘受諾意思の確認義務及び再勧誘禁止規定の対象とすること（金融商品取引法施行令第16条の4第2項第1号ニ）、及び商品関連市場デリバティブ取引について、勧誘受諾意思を確認する方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対しては、訪問、電話によることを禁止すること（金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第8号の2）について、賛成である。

2 意見の理由

商品先物取引に関する不招請勧誘の禁止規定（商品先物取引法第214条第9号）は、商品先物取引による深刻な被害が長年発生し、度重なる行為規制強化のもとでもなおトラブルが解消しないため、与野党一致のもと2011年1月に導入されたものである。

現在も、個人顧客に対し、金の現物取引やスマートCX取引（損失限定取引）を勧誘して顧客との接点を持つや、すぐさま通常の前物取引を勧誘し、多額の損失を与える被害が数多く発生していることが報告されており、商品先物取引業者の営業姿勢はまったく変わっていない。現に主務省も、2013年12月に不招請勧誘禁止規定違反があるとして、第一商品の行政処分を行っているところである。すなわち、不招請勧誘を禁止する規定の必要性は、規制が導入された時点も今も何ら変わらないのである。

今回、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）案及び金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）案においては、商品関連市場デリバティブ取引を勧誘受諾意思の確認義務や再勧誘禁止の対象としている。また、その意思確認の方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対してという限定はあるものの、訪問、電話によることを禁止することとしている。これら規定は、不招請勧誘禁止規定の必要性がまだまだ存在する実態を十分に理解し、同様の効果が期待できる点において、大変に評価できるものである。

したがって、当団体は、施行令案及び内閣府令案に賛成するものである。

以上